

知的かけはし

弁護士法人 クレオ国際法律特許事務所

編集発行人 弁護士 西脇 怜史

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町1-39-5 水天宮北辰ビル9階

TEL 代表 03-6821-9510

務部 03-6821-9520

商標部 03-6821-9540

FAX 共通 03-6821-9550



2022・12・10

官民連携会議を立ち上げ ▼政府▼ 仮想空間での知財保護を協議

政府の知的財産戦略本部は、インターネット上の仮想空間「メタバース」をめぐる知的財産権保護に向けた法整備を協議するため、官民連携会議を立ち上げた。

仮想空間では利用者が自分の分身である「アバター」で遊んだり、他者とコミュニケーションすることができ、ゲームやビジネスの分野で活用が広がっているが、現行法では仮想空間における商標権や意匠権などの扱いが曖昧となっている。

仮想空間内の商品やサービスであっても、利用者が現実世界で受け止める会社や商品のイメージに影響する。このため、官民連携会議では、仮想空間内における商標権や意匠権の適用範囲やアバターに関する肖像権の扱いなどについて協議する方針。

再生トナーカートリッジ訴訟 ▼最高裁▼ リコーの勝訴判決が確定

電子部品が取り替えられたトナーカートリッジの再生品に対する特許権行使の可否が争われた訴訟で、リコーは、最高裁判所がリサイクルトナーのディエスジャパンの上告を不受理とする決定を下し、知的財産高等裁判所によるリコーの勝訴判決（令和2年（ネ）第10057号 特許権侵害差止等請求控訴事件（令和4年3月29日判決言渡））が確定したと発表した。

発表によると、ディエスジャパンは、リコーが製造及び販売するプリンタに対応する使用済みのトナーカートリッジ製品から電子部品を取り外し、ディエスジャパン社の電子部品に取り替えた上で、トナーを再充填して製造した各トナーカートリッジ製品を販売していた。

リコーは、ディエスジャパンの行為について、各特許権の侵害に当たる旨を主張し、特許法100条1項及び2項に基づき製品の販売等の差止

めと廃棄並びに電子部品の廃棄を求め、各特許権侵害の不法行為に基づき損害賠償請求の連帯支払を求めている。

知財高裁は、独占禁止法の抵触を理由に電子部品に関する特許権の行使が権利濫用に当たるとしてリコーの請求を棄却した一審判決を覆し、権利濫用を否定して、リコーの請求を一部認容した。

判決では、特許権に基づく差止請求権及び損害賠償請求権を行使することは、競争者に対する取引妨害として独占禁止法（独占禁止法19条、2条9項6号、一般指定14項）に抵触するものではなく、特許法の目的である「産業の発達」を阻害し又は特許制度の趣旨を逸脱するものではなく、権利の濫用に当たらないと判断した。

無断で編集・投稿 ▼東京地裁▼ 「ファスト映画」で5億円賠償命令

映画を無断で短く編集した違法な動画「ファスト映画」をネット上に公開したとして、著作権法違反の罪で有罪が確定した投稿者に大手映画会社などが損害賠償を求めた裁判で、東京地方裁判所は請求通り、総額5億円の賠償を命じる判決を言い渡した。

「ファスト映画」とは、映画の映像を許可なく使って字幕やナレーションをつけて10分程度に編集してストーリーを明かす違法な動画。投稿者は、「ファスト映画」をネット上に公開して広告収入を得ていたとして、去年、著作権法違反の罪で有罪が確定した。

地裁判決では、投稿者が実際に得た700万円程度の広告収入を大幅に上回る額を原告の映像大手13社の損害として認定。損害額については、「1再生当たり200円とするのが相当」という考え方を示し、そのうえで、作品ごとに再生数をかけあわせると、損害額は20億円以上にのぼると指摘し、総額5億円の賠償を命じた。

「ファスト映画」による損害額について司法判断が示されたのは初めて。

解説

進歩性の判断(相違点についての容易想到性の論理付け)
知的財産高等裁判所
令和3年(行ケ)第10085号 審決取消請求事件
判決言渡 令和4年10月31日

第1 事実の概要

原告は、発明の名称を「印刷された再帰反射シート」とする特許第4466883号(本件特許)の特許権者である。

被告が本件特許に対して特許無効審判(無効2020-800013号)を請求したところ、特許庁は、「特許第4466883号の請求項1、2に記載された発明についての特許を無効とする」旨の審決(本件審決)を下した。

原告が、本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起し、知財高裁が、本件審決を取り消した。

審決の要旨は「本件特許に係る請求項1に係る発明(本件発明1)は、英国特許出願公開第2171335号明細書(甲1文献)に記載された発明(甲1発明)及び特開平11-305018号公報(甲3)に記載された技術並びに周知技術に基づいて、当業者が容易に発明することができたものであるから、特許法29条2項の規定により特許を受けることができない。」というものである。

ここでは、原告が主張した取消事由1-1-2(本件審決が認定した相違点を前提とした本件発明1の容易想到性の判断の誤り)に関する部分のみを紹介する。

本件審決が認定した本件発明1と甲1発明との間の一致点、相違点は以下のとおり。

一致点

「少なくとも反射素子層、および、反射素子層の上層に設置された表面保護層からなる再帰反射シートにおいて、印刷層が表面保護層に接して設置されており、該印刷層の印刷領域が独立した領域をなして繰り返しのパターンで設置されており、連続層を形成せず、印刷された再帰反射シート。」

相違点1-1

「再帰反射シート」が、本件発明1は、「少なくとも多数の反射素子と保持体層からなる反射素子層、および、反射素子層の上層に設置された表面保護層からなる」とともに、「保持体層と表面保護層の間に印刷層が保持体層と表面保護層に接して設置され」たものであるのに対し、甲1発明は、上記下線を付した位置関係ない部材の組み合わせを具備しない点。

相違点1-2

「反射素子層」が、本件発明1は、「ポリカーボネート樹脂を用い」たものであるのに対して、甲1発明は、材料が特定されていない点。

相違点1-3

「表面保護層」が、本件発明1は、「(メタ)アクリル樹脂を用い」たものであるのに対して、甲1発明は、材料が特定されていない点。

相違点1-4

「再帰反射シート」が、本件発明1は、「該独立印刷領域の面積が0.15mm~30mmであり」と特定されたものであるのに対して、甲1発明は、「点」の面積が特定されていない点。

相違点1-5

「印刷層」の材料が、本件発明1は、「白色の無機顔料として酸化チタンを含有する」と特定されているのに対して、甲1発明は、材料が特定されていない点。

第2 判決

- 1 特許庁が無効2020-800013号事件について令和3年6月16日にした審決を取り消す。
2 訴訟費用は被告らの負担とする。
3 この判決に対する上告及び上告受理の申立てのための付加期間を30日と定める。

第3 理由

本件発明は、三角錐型キューブコーナ再帰反射シートや蒸着型三角錐型キューブコーナ再帰反射シート等で色相を改善するために印刷層を設けた場合における耐候性や耐久性に劣るといふ従来技術の問題点を解決するために、

- ①反射素子層にポリカーボネート樹脂を用い、表面保護層に(メタ)アクリル樹脂を用い、
②保持体層と表面保護層の間に印刷層が保持体層と表面保護層に接して設置されており、
③この印刷層と印刷領域が独立した領域をなして繰り返しのパターンで

設置されており、連続層を形成せず、独立印刷領域の面積が0.15mm~30mmであり、

④この印刷層は、白色の無機顔料として酸化チタンを含有する、再帰反射シートとすることに技術的意義があり、本件明細書で開示されている実施例と比較例の構成の相違とその試験結果(10079)も踏まえると、②と③は、課題解決のための不可欠の構成であるといえる。

そうすると、②と③に関する相違点1-1と1-4のそれぞれについて容易想到性を検討するのではなく、一体の構成として検討されるべきである(なお、仮に、個別に検討したとしても、本件結論は左右されない。以下同じ)。

以上を前提として検討するに、甲1発明の構成は、「プラスチック製の裏材10」と、「プラスチック裏材10の片面に再帰反射材料の第1の層12、第1の層12の上に「再帰反射材料の第2の層14」、しっかりと固定された部分的に第2の層14に埋め込まれたガラス微小球16、カバー層18からなり、カバー層18の一部は白色に着色され、白色の着色は、カバー層18の片面又は両面に印刷されており、このカバー層18は、材料片の端部に隣接する部分を除いて組立体に取り付けられていない、

すなわち、カバー層18とガラス微小球16の間に空隙が生じている。この印刷層とガラス微小球16の間の空隙は、空隙の空気とガラス微小球との界面で光を屈折させることにより再帰反射の光路を形成するもの(被告準備書面3頁。本件審決も同旨)である。

こうした再帰反射シートにおいては、再帰反射材料である第1の層、第2の層とその上に取り付けられた微小球、白色の一部が印刷されたカバー層が1つの技術的思想として、甲1発明の目的である、夜間に自動車のヘッドライトからの入射光を反射し、日光の下では白く見える再帰反射材となるものと理解することができる。

このように、甲1発明は、カバー層18及びその片面又は両面に複数の点で均一なパターンで白色に着色された印刷層と、微小球16の間に空隙があり、カバー層18は材料片の端部に隣接する部分を除いて組立体に取り付けられていない構成であって、空隙部は再帰反射の光路を形成するために設けられたものであるから、甲1発明に接した当業者は、印刷部と第2の層14の間の空隙部に水等が侵入することで印刷層にふくれ等が生じ再帰反射性が低下することによる課題を認識することができず、こうした課題を前提として甲3記載技術を適用する動機付けはない。

また、再帰反射材において再帰反射効率を高めることは周知の課題であり、キューブコーナ型再帰反射素子がマイクロ粒子球を用いたものよりも再帰反射効率が高いことが知られていたとしても、甲1発明におけるカバー層18とカバー層18の片面又は両面に複数の均一なパターンで白色に着色された印刷層は、ガラス微小球を用いた構成を前提として、夜間の再帰反射性を一定限度以上に不明瞭にしたり減衰させることなく、日光の下では白色に見えるように十分な白色を存在するように構成されたもの(1頁115~123行)であるから、こうしたカバー層18と白色に着色された印刷層の構成をそのままとした上で、これと裏材10の間に存在する層構成のみを取り出し、甲3記載技術の三角錐型キューブコーナ再帰反射材、空気層及び結合材層からなる層構成に置き換える動機付けはない。

仮に、甲1発明の構成のうち「空隙部、ガラス微小球、第2の層14、第1の層12」を、甲3記載技術の構成のうち「結合材層、空気層、三角錐型反射素子層、保持体層」の構成を適用する動機付けがあるとしても、カバー層18が保持体層に接して構成することが可能な部材であるかにつき、それが可能であることを認めるに足りる証拠はない。

以上のとおり、甲1発明に甲3記載技術を適用する動機付けはなく、仮に動機付けがあるとしても、「保持体層と表面保護層の間に印刷層が保持体層と表面保護層に接して設置され」た構成(相違点1-1)には想到しない。

そうすると、当業者が、保持体層と表面保護層の間に印刷層が設置されることで生じる印刷層のフクレ等の課題を認識して独立した印刷領域の面積割合について検討する動機付けはないから相違点1-4の構成にも想到し得ない。

以上によれば、本件審決には、少なくとも相違点1-1、1-4の容易想到性の判断に誤りがあり、本件発明1は、甲1発明及び甲3記載技術等に基づいて当業者が容易に想到したといえないから、その他の点について判断するまでもなく、原告主張の取消事由1-1-2は理由がある。

第4 考察

進歩性なしと判断した特許庁審決が知財高裁で取り消された。本件発明と引用発明との間の相違点についての容易想到性の論理付けについて実務の参考になるところがあると思われるので紹介した。 以上

AI関連発明の特許出願状況 約半数が深層学習に関係

■特許庁■

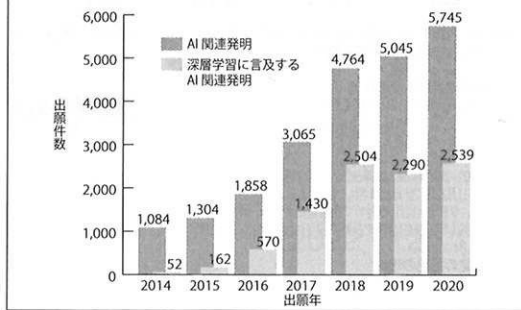
特許庁は、AI(Artificial Intelligence;人工知能)関連の技術について、国内外における特許出願状況の調査結果を発表した。

AI関連発明の国内特許出願件数は、第三次AIブームの影響で2014年以降、毎年増加しており、2014年には1,084件だったが、その6年後である2020年には5,745件となった。

調査結果によると、AI関連発明に用いられる主要技術は機械学習で、中でも深層学習(ディープラーニング)に言及する出願が急増。「ディープラーニング」とは、大量のデータがもつ特徴を自動的に学習・抽出し、データの相互関係や法則性を導き出すもので、AI関連発明のうち、約半分の出願書類(要約、請求項、明細書)に「ディープラーニング(深層学習)」等の用語が使用されている。AIの適用分野としては、画像処理、情報検索・推薦、ビジネス関連、医学診断分野などの出願が多いことがわかった。

また、企業別のAI関連発明の国内出願件数(2014年以降に出願されて2022年6月までに公開

●深層学習に言及するAI関連発明の件数の推移●



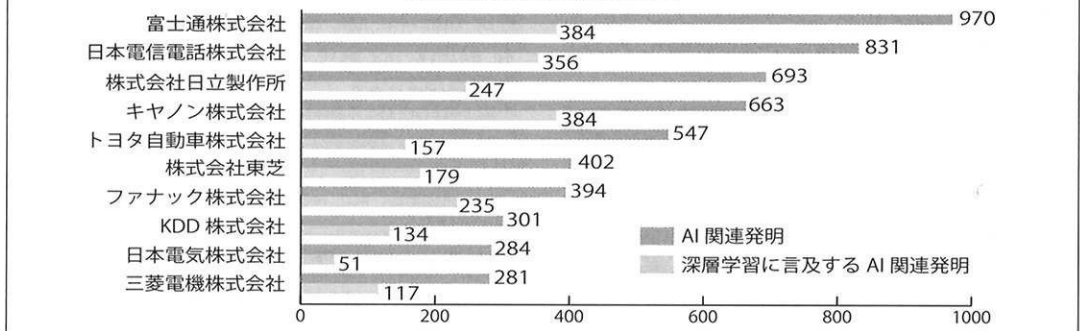
されたもの)をみると、1位は富士通(970件)、これに続いて上位10社は、NTT(831件)、日立製作所(693件)、キヤノン(663件)、トヨタ自動車(547件)、東芝(402件)、ファナック(394件)、KDDI(301件)、NEC(284件)、三菱電機(281件)となった。

AIに関する出願は各国で増加傾向にあり、特に、米国と中国の出願件数が突出している。両国が世界における主要な出願先となっており、日本においても今後、AIを活用したイノベーションの創出が期待されている。

詳細は特許庁HP

https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/sesaku/ai/ai_shutsugan_chosa.html

●AI関連発明の出願人動向●



■ビ・ジ・ネ・ス・ヒ・ン・ト

特許審査の質について ユーザー評価調査報告書

■特許庁■

特許庁は、特許審査に対するユーザー(出願人や権利を行使される第三者等)のニーズや期待を把握するため、「特許審査の質についてのユーザー評価調査」を毎年実施している。このほど、令和4年度の調査報告書が公表されたので、主な概要を紹介する。

報告書によると、国内出願における特許審査全般の質に対する「普通」以上の評価の割合は95.7%(前年度比0.6ポイント増)、上位評価割合は61.3%(前年度比1.7ポイント減)だった。

PCT出願における国際調査等全般の質に対す

る「普通」以上の評価の割合は97.5%(前年度比0.1ポイント増)、上位評価割合は59.0%(前年度比3.7ポイント減)。

分析の結果、「判断の均質性」、「第29条第2項(進歩性)の判断の均質性」、「国際段階と国内段階との間での判断の一貫性」の項目が、国内出願における特許審査及びPCT出願における国際調査等の全般の質の評価への影響が大きく、かつ相対的な評価が低いことが分かった。

調査は令和3年度の「特許審査・国際調査等全般の質」について、「満足」「比較的満足」「普通」「比較的不満」「不満」の5段階評価でユーザーが回答している。

詳細は特許庁HP

<https://www.meti.go.jp/press/2022/10/20221012002/20221012002.html>

審 決 紹 介

本願商標(別掲1)は、商標法第4条第1項第11号に該当しない、と判断された事例(不服2022-6182、令和4年9月20日審決)

1 本願商標及び手続の経緯

本願商標は、別掲1のとおり構成からなり、第14類「貴金属、宝玉石及びその原石並びに宝玉石の模造品、キールド金」他(※指定役務の詳細の記載省略)及び第18類「かばん金具、がま口金、蹄鉄、レザーカラム」他(※指定役務の詳細の記載省略)を指定商品として、令和3年3月26日に登録出願された商標2021-364671に係る商標法第10条第1項の規定による商標登録出願として、同年11月22日に登録出願されたものである。

原審では、令和3年12月6日付けで拒絶理由の通知、同月27日付けで意見書の提出、同4年2月14日付けで拒絶査定されたもので、これに対して同年4月25日に本件拒絶査定不服審判が請求されている。

2 原審定の拒絶の理由

原審定において、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するものとして、本願の拒絶の理由に引用した登録6433929号商標(以下「引用商標」といふ)、別掲2のとおり、「STONEOCEAN」の欧文文字を横書きしたものであり、令和3年3月1日登録出願、第14類「貴金属、宝玉石及びその原石並びに宝玉石の模造品、キールド金」他(※指定役務の詳細の記載省略)及び第18類「かばん金具、がま口金、蹄鉄、レザーカラム」他(※指定役務の詳細の記載省略)を指定商品として、同年8月25日に設定登録されたものである。

3 当審の判断

(1) 商標法第4条第1項第11号該当性

ア 本願商標について

(ア) 本願商標は、別掲1のとおり、上段に「ストーンオーシャン」の片仮名を、中段に「STONE」の欧文文字、横を模した図形及び「OCEAN」の欧文文字を、それらを斜めに横切りにする曲線の間に、横一列に配置し、下段に「ジョジョの奇妙な冒険」の文字を並べている。上段の図形は、書体や文字の大きさを異にするもの、間を空けて曲線を介して近接して配置されているから、構成全体として視覚上まとまりのよい不可分一体の構成からなるものである。

(イ) そして、本願商標の上段及び中段の文字部分(ストーンオーシャン、STONE OCEAN)の構成中、「STONE」(ストーン)の文字は「石」の意味を有する英語(外来語)である(参照:「ジーニアス英和辞典 第5版」大修館書店、「広辞苑 第7版」岩波書店)が、両語を結合して成語となるものではなく、それぞれの語義を結合した意味合いも漠然としている。

(ウ) また、本願商標の構成中、「ジョジョの奇妙な冒険」の文字は、「荒木飛呂彦」著の漫画作品のタイトルに相当し、同作品は1987年に連載開始、同シリーズのコミックスの累計発行部数は1億部を突破、アニメ化や映画化、関連グッズ(アケサリ等を含む)の販売もされている(甲6、甲8～甲14)。

なお、同作品の第6部「ジョジョの奇妙な冒険 ストーンオーシャン」のコミックスは、1巻(2000年発売)から17巻(2003年発売)が刊行され、そのアニメ作品のタイトルとして、本願商標と構成を共通する標章が表示されている(甲3、甲12)。

(エ) 以上を踏まえると、本願商標は、まとまりのよい不可分一体の構成や、構成全体としては漫画作品のタイトルに通じること踏まえて、それぞれの構成部分(段)を分離して観察することは取引上自然である。そして、本願商標の構成においては、それぞれの語義を結合した意味合いも漠然としているものの、需要者に対して強い印象及び記憶に残るのは、我が国で広く知られている漫画作品のタイトルである「ジョジョの奇妙な冒険」の文字並びであるが、当該文字部分から、本願商標の出所認識標識として強い支配的な印象を与える要素であると認められる。

(オ) そうすると、本願商標は、その構成文字(要素を含む)に相応して、「ジョジョキョウキョウナボケン」「ストーンオーシャン」及び「ストーンオーシャンジョジョキョウキョウナボケン」の称呼が生じ、「荒木飛呂彦」の漫画作品を想起させる。

イ 引用商標について

引用商標は、別掲2のとおり、「STONEOCEAN」の欧文文字を横書きしたところ、その構成中「STONE」の文字は「石」の意味を、「OCEAN」の文字は「海」の意味を有する英語である(参照:「ジーニアス英和辞典 第5版」大修館書店)ものの、両語を結合して成語となるものではなく、それぞれの語義を結合した意味合いも漠然としている。

そうすると、引用商標は、その構成文字に相応して、「ストーンオーシャン」の称呼を生じ、特定の観念を生じない。

ウ 本願商標と引用商標の比較

本願商標の要素(ジョジョの奇妙な冒険)と引用商標(STONEOCEAN)を比較すると、その構成文字(及びそれらが生ずる称呼及び観念)の明らかな差異により、外観、称呼及び観念のいずれも著しく相違する。

また、本願商標の構成全体と引用商標を比較しても、外観においては、その欧文文字部分(STONE、OCEAN)の構成文字を共通にするが、その他の文字部分及び図形部分の有無の差異により、判別は可能である。また、称呼においては、複数生じる称呼のうち、共通する称呼(ストーンオーシャン)を含むものの、その他の称呼の有無に明らかな差異があるから、相称されるおそれはない。さらに、観念においては、引用商標からは特定の観念を生じないものの、本願商標の要素「荒木飛呂彦」の漫画作品を想起させるから、それぞれの印象においては相違する。

別掲1(本願商標)



別掲2(引用商標)



そうすると、本願商標と引用商標とは、要部の比較において著しく相違するもので、構成全体としても、外観及び称呼において相称されるおそれなく、観念における印象も相違するから、それらを総合して考察すれば、同一又は類似の商品について使用されることであっても、その出所について相称されるおそれはないから、類似の商標とは認められない。

エ 小括

したがって、本願商標は、引用商標とは、類似する商標ではないから、その指定商品について比較するまでもなく、商標法第4条第1項第11号に該当しない。

(2) まとめ

以上のとおり、本願商標は、商標法第4条第1項第11号に該当しないから、同項同号に該当するとして本願を拒絶した原審定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

本願商標(別掲)は、商標法第4条第1項第7号に該当しない、と判断された事例(不服2022-6212、令和4年9月13日審決)

別掲(本願商標) 色彩は原本参照



1 本願商標及び手続の経緯

本願商標は、別掲のとおり構成からなり、第14類、第16類、第25類及び第28類に属する騎乗用馬具の各品を指定商品として、令和2年4月8日に登録出願されたものである。

原審では、令和3年1月4日付けで拒絶理由の通知、同月25日付けで意見書の提出、同4年2月24日付けで拒絶査定されたもので、これに対して同年4月25日に本件拒絶査定不服審判が請求され、同日受付で手続補正書が提出されている。

本願商標の指定商品は、当審における上記の手続補正書により、第28類「釣具」と補正された。

2 原審定の拒絶の理由(要旨)

本願商標は、「Masakado」の文字を若干斜めに横書きし、その上に、馬に乗って弓を引く武将とおおしきものシルエット図形を配してなる。

そして、本願商標の構成中「Masakado」の文字は、平安中期の武将として一般に広く知られている人物である「平将門」の略称として知られる「将門」を認識させるから、本願商標全体としては、その図形と相まって、「将門」を表したものと認識される。

また、平将門のゆかりの地において、同人を祀る神社等が観光地として知られており、同人を題材とした企画展等が開催されている実情がある。

そうすると、平将門を表した本願商標を、同人との関係が認められない出願人が、自己の商標として、その指定商品について強制的に使用することは、その著名な人の氏名を使用した観光振興や地域おこしなどの公益的施策の遂行を阻害することになり、社会公共の利益に反する。

以上の理由から、本願商標は、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある。

したがって、本願商標は、商標法第4条第1項第7号に該当する。

3 当審の判断

(1) 商標法第4条第1項第7号該当性

ア 本願商標は、別掲のとおり馬、上から弓を引く武将風の人物及び馬のシルエットを描いてなる図形(赤色)の下に、「Masakado」の欧文文字を横書きした図形を併せて描いたものである。

そして、本願商標の構成中、欧文文字部分は、「Masakado」と呼称できる語をローマ字表記してなるものだが、それに併記された武将風の人物及び馬の図形を併せて描き、本願商標は構成全体として、「平安中期の武将」である「平将門」(たいらのまさかど)に通じる文字及び図形を表してなることを連想させる。

イ 他方、当審による取調べによっても、「平将門」は、その伝承に由来する史跡や祭りが存在するところ、それらに関連する事象において、本願商標同一又は類似の標章を表示した。その指定商品(釣具)と同一又は類似の商品(各産品、土産物)が広く販売されている事実は発見できず、また、それら事象の遂行が、請求人により妨害又は侵害されていることを具体的に示す事実関係は見いだせない。

なお、請求人の主張によれば、請求人は、釣具のメーカーの企画、製造、販売を行っている会社であるところ、思いのち手でもある平将門公が矢を射るがごとく狙ったポイントに刺さるようなルアーを作りたいとの思いから本願商標を採択したとされる。

ウ 以上を踏まえて検討すると、本願商標は、商標登録によって、同一又は類似の商標及びその指定商品と同一又は類似の商品及び役務に係る使用について禁止権が生じるとしても、その商標の構成態様及び補正された指定商品(釣具)の範囲を鑑みれば、「平将門」と関連する公益事業の遂行に与える影響は、少なくとも現時点においては具体性を欠くもので、極めて限定的である。

また、本願商標の登録目的は、公益事業の遂行を阻害する目的など、何らかの不正の目的があるもの認められるに足りる証拠はなく、さらに、その出願経緯が社会通念に照らして著しく社会的相当性を欠くことを示す具体的な証拠もない。

そうすると、本願商標の使用や登録が、社会公共の利益に反し、又は社会の一般的道徳観念に反するとはいえないから、本願商標は、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標ではない。

エ したがって、本願商標は、商標法第4条第1項第7号に該当しない。

(2) まとめ

以上のとおり、本願商標は、商標法第4条第1項第7号に該当しないから、本願商標が同項同号に該当するとして本願を拒絶した原審定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

お し ら せ

●商標権存続期間更新登録申請

今月から存続期間更新登録申請の手続き可能期間に入る商標権(おおよその範囲となります。詳しくは特許庁HPでご確認下さい。)

昭和38(1963)年	商標登録第 610210号～第 615490号
48(1973)年	商標登録第1010801号～第1015481号
58(1983)年	商標登録第1586009号～第1592720号
平成5(1993)年	商標登録第2533501号～第2543498号
平成15(2003)年	商標登録第4667566号～第4678485号
平成25(2013)年	商標登録第5578852号～第5587512号

各年の5月1日～5月31日までに設定登録された商標権

●この手続期間は、商標権の存続期間満了前6ヶ月から期間満了日までとなっており、存続期間は通常設定登録の日から10年間ごとになります。更新登録申請について疑問点などがございましたら、お知らせ下さい。

(明治、大正時代に設定登録された商標権につきましてはお問い合わせ下さい)

●特許出願の審査請求期限について

特許出願は出願手続と別個に、審査請求手続を行わなければ特許庁審査官による審査を受けることができません。審査請求可能な期間は出願日から3年です。この期間に審査請求されなかった特許出願は取り下げたものとみなされます。

令和2年1月中の特許出願については速やかにチェックされ、必要なものは12月中旬に審査請求されるようお勧めします。

審査請求の際には特許庁へ審査請求料(特許印紙)を納付下さい。ご不明の点がございましたらお問合せください。

●特許、商標の出願状況(推定)

	特 許	商 標
令和4年9月分	27,335	14,172
前 年 比	113%	89%

詳しくは特許庁HP⇒資料・統計⇒統計資料⇒特許出願等統計速報でご確認下さい。